

米国における知的財産政策の動向 ～後編～

経済産業省 産業技術環境局 国際電気標準課 課長 柳澤 智也

抄録

本稿では、筆者が特許庁の米国駐在員として米国知的財産コミュニティに身を置くことにより得た経験や知見を活かして、近年の米国の知的財産政策の動向をマクロな視点から紹介する。前編では1970年代終盤から現在に至るまでの米国の知的財産政策の大きな流れを紹介した。後編では、まずデータに基づいて米国知的財産システムの現状を簡単に紹介し、続いて、トランプ政権における知的財産政策の概要、及びバイデン政権の知的財産政策の方向性を紹介する。また、前編に引き続き、これまでほとんど語られることのなかった特許庁米国駐在員の日常についても、コラムという形で簡単に紹介したい。

1. はじめに

世界の経済情勢や時の政権とともに変化を繰り返す米国知的財産政策であるが、前編でも述べたように、その変化は日本産業界のグローバルな経済活動に大きな影響を及ぼすため、グローバル市場をめぐる熾烈な国際競争の中で少しでも優位に立とうとするならば、米国の知的財産政策の動向を正確に把握・分析した上で、先を見据えた知的財産戦略を実行することが必要不可欠である。

そこで本稿では、筆者が特許庁の米国駐在員として米国知的財産コミュニティに身を置くことにより得た経験や知見を活かして、近年の米国の知的財産政策の動向をマクロな視点から紹介する。

本稿の前編では、1970年代終盤から現在に至るまでの米国の知的財産政策の動きを振り返り、時代の流れに合わせてプロパテント方向への振れとアンチパテント方向への振れとの間で絶えず揺れ動く米国の知的財産システムの姿を紹介した。

後編では、最初にデータに基づいて米国知的財産システムの現状を簡単に紹介し、その後、トランプ政権における知的財産政策の概要を紹介する。続いて、バイデン政権における知的財産政策についても

可能な限り紹介したい。

紙面の制約もあり詳細な紹介をすることは叶わないが、本稿を通じて少しでも多くの方に米国知的財産政策の「今」と「今後の展望」をお伝えすることができたら幸いである。

2. データで見る米国知的財産システムの現状

2.1. 米国での特許権取得活動を取り巻く環境

米国で特許権を取得するために避けて通れないのが米国特許商標庁 (USPTO) での特許審査手続である。そこで、まずはUSPTOでの特許審査に関する状況を分析していく。

2.1.1. 米国における特許出願の動向と特許審査の現状

まずは米国の特許出願動向と審査の現状を紹介したい(図1参照)。近年、USPTOへの特許出願¹⁾は、60万件前後という高水準で推移している。

一方、特許審査に要する期間は短くなってきており、特許出願をした後にUSPTOから特許性に関する最初のオフィスアクション (First Office Action) が出されるまでの平均期間は、2010年度時点では25.7か月だったのに対し、2020年度は14.8か月ま

1) 図1の特許出願件数は、Utility Patentの出願件数であり、Design Patent (日本の意匠に相当) と Plant (植物特許) の出願件数は含まれていない。

で短縮されている。また、特許出願から最終処分までに要する平均審査期間は2010年度時点では35.3か月であったが、2020年度は23.3か月まで短縮されている。

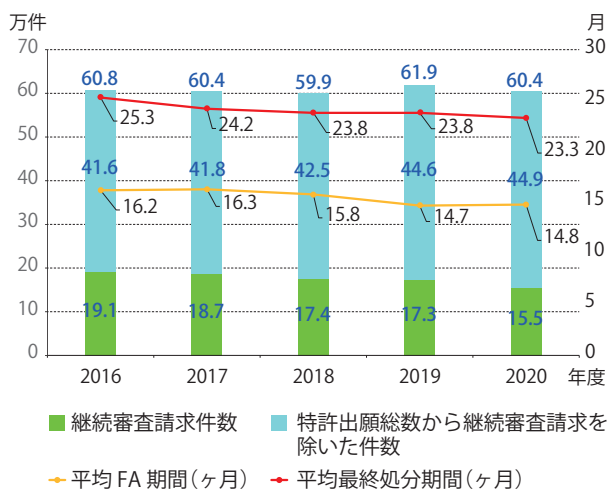
USPTOでの特許審査における特許率を見ると、近年は上昇傾向にあり、2016年度は51.4%であったのが、2020年度は60.1%まで上昇している(図2参照)。

2.1.2. 米国における海外からの特許出願の状況

次に、海外から米国になされる特許出願の推移を国籍別に見てみると、日本人による出願が群を抜いて多い状況が長く続いている一方で、近年、中国か

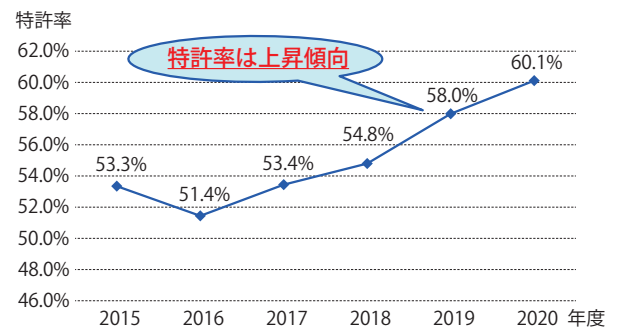
らの出願が急増していることが分かる(図3参照)。米国市場における中国企業の製品の流通に関しては、米国政府による制約が厳しくなっているが、そうした中でも中国企業は米国特許の取得を積極的かつ着実に進めている。中国企業の米国での特許戦略の動向には注意が必要である。

いずれにせよ、日本産業界は、米国特許権という強力な経営資産を、現時点において米国を除くどの国の産業界よりも多く保有しているわけであるから、米国市場での激しい競争を勝ち抜くためにも、そうした強みを最大限に活かす戦略を実行していくことが不可欠であると考えられる。



「USPTO Performance and Accountability Report FY 2020」で公表されているUtility特許件数、及びRCE件数を基に作成
※米国会計年度は10月～翌年9月

図1 USPTOにおける特許出願件数と審査期間



USPTO Performance and Accountability Reportを基に作成
算出方法 Allowed Patent Applications/(Allowed Patent Applications + Abandoned Patent Applications)

図2 USPTOにおける特許率の推移

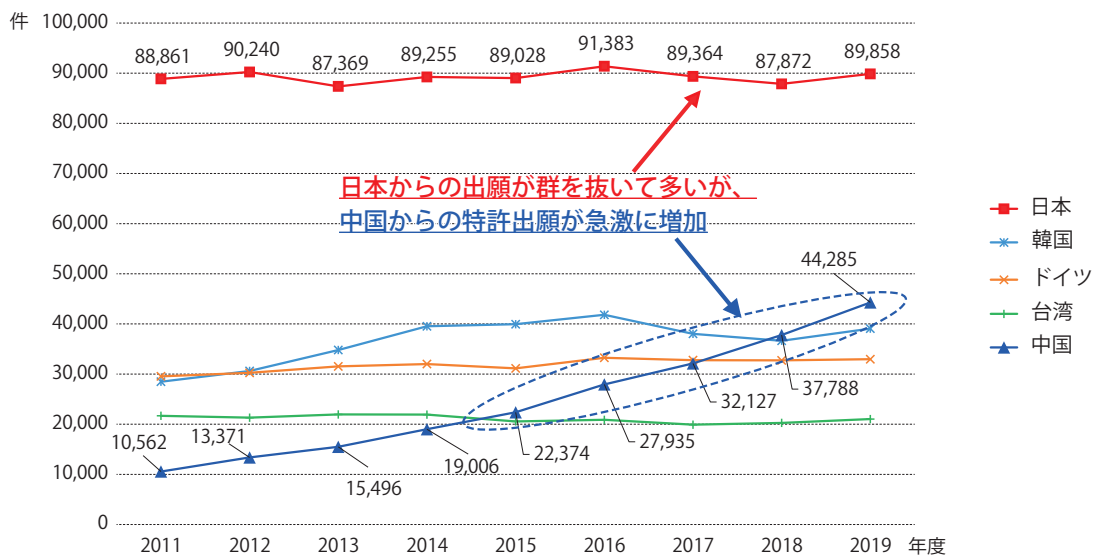


図3 海外から米国への特許出願件数の推移

「USPTO Performance and Accountability Report FY 2020」を基に作成 (2019年度の数字は、新規出願とRCE出願とに分けて公表されているため、両者を合計した値を利用)

2.2. 米国での特許権行使活動を取り巻く環境

ここからは、米国での特許権の行使に関する状況を把握するため、米国連邦地方裁判所における特許関連訴訟の動向に目を向ける。特許権者が特許権を行使した場合、当然ながらその多くは訴訟として表面化する前にライセンス契約等が締結されるか和解が成立すると考えられる。そのため、権利行使活動が訴訟として可視化されるケースは権利行使活動全体の一部に過ぎないのであるが、それでも訴訟件数の推移や訴訟当事者に関する情報、さらには訴訟地に関する情報等が特許権行使活動の動向を定量的に把握するための重要な指標となることは間違いない。

2.2.1. 米国での特許関連訴訟件数及び訴訟提起者の動向

米国連邦地方裁判所に提訴される特許関連訴訟の数は、2015年以降は減少し続け2019年には3573件となった。しかし、2020年には増加に転じ4040件となっている(図4参照)。

また、パテントトロール(PAE/NPE)による特許関連訴訟の数も、特許関連訴訟全体の数の動きと同様に2015年の3417件をピークに大幅に減少し、2019年には1199件となった。もちろん訴訟に至る前に和解される事案が非常に多いことも事実であるが、米国の実務者からは、パテントトロールによ

る特許関連訴訟の数が減少している事実等を踏まえ、いわゆるパテントトロールによる特許権濫用の問題は、近年、状況の改善が見られるといった声が多く聞かれる。

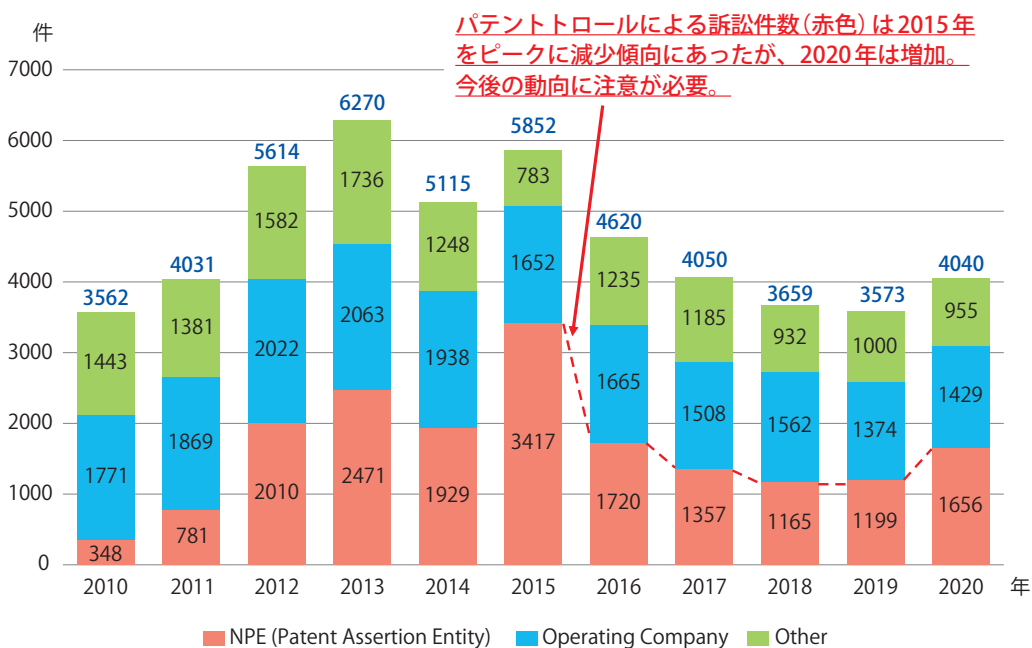
なお、2020年のパテントトロールによる特許関連訴訟件数は1656件となっており、2015年のピーク時と比べると少ないものの、2018年や2019年の数字と比べると500件近く増えているため、今後の動向を注意深く見ていく必要があると思われる。

2.2.2. 米国での特許関連訴訟の結果内訳

特許関連訴訟の結果に目を向けると、Lex Machina社の分析によれば2019年に結果が出た事案のうち原告勝訴と考えられる事案は7%、被告勝訴と考えられる事案は4%で、いずれも非常に低い割合となっている(図5参照)。特許関連訴訟の大半(73%)は、和解と考えられる形で決着していることが分かる。

2.2.3. 特許関連訴訟における訴訟地の選択

訴訟地別の特許関連訴訟数を見ると(図6参照)、かつて「特許訴訟の聖地」などと呼ばれて特許関連訴訟が集中していたテキサス州東部地区連邦地方裁判所への提訴件数が近年は大きく減少し、代わりにデラウェア州地区連邦地方裁判所やテキサス州西部



Source : Litigation Annual Report 2020 (Unified Patents)

図4 米国連邦地方裁判所への特許関連訴訟提訴件数(本稿前編に掲載したグラフを再掲)



図5 特許関連訴訟の結果の内訳（2019年決着分）

地区連邦地方裁判所への提訴が大きく増えていることが分かる。

デラウェア州地区連邦地方裁判所への提訴が増えた要因の一つとして、2017年の連邦最高裁のTC Heartland事件判決が挙げられる。同判決が出されたことによって、特許権侵害訴訟を提起できるのは、①被告企業が登記している地か、②被告企業が侵害行為を行い、かつ、通常の確立したビジネスを行っている地のみとなったため²⁾、特許権者が自身に有利な訴訟地で特許権侵害訴訟を提起することが同判決以前に比べて困難になった一方で、多くの米国企業が本拠地として登記を行っているデラウェア州での訴訟が増加したものと考えられる。

訴訟地についての最大の驚きは、ここ数年のテキサス州西部地区連邦地方裁判所での特許関連訴訟の急増である。2017年には1件しかなかった特許関連訴訟が、2020年には933件にまで増え、今や同裁判所は全米で最も多くの特許関連訴訟を受理する裁判所となった。

これは、2018年に、特許弁護士として数多くの特許関連訴訟を担当した経験を有する Alan Albright 判事が着任したことによると考えられる。Albright 判事は、自身の豊富な経験を活かして特許訴訟の進め方に関するスピード感のあるローカルルールを策

定するとともに、知的財産関係者に自身の法廷に特許訴訟を提訴するよう促す発言を行っている。このため、多くの知的財産関係者が同判事の専門性と訴訟のスピード感に期待を抱いてテキサス州西部地区連邦地方裁判所を提訴地として選択しているものと思われる。なお、Unified Patents 社によれば、2020年に同裁判所に提起された933件の特許関連訴訟のうち約80%に相当する742件は、NPEが当事者となっている事案であるため、今後の判決の動向には留意が必要である。

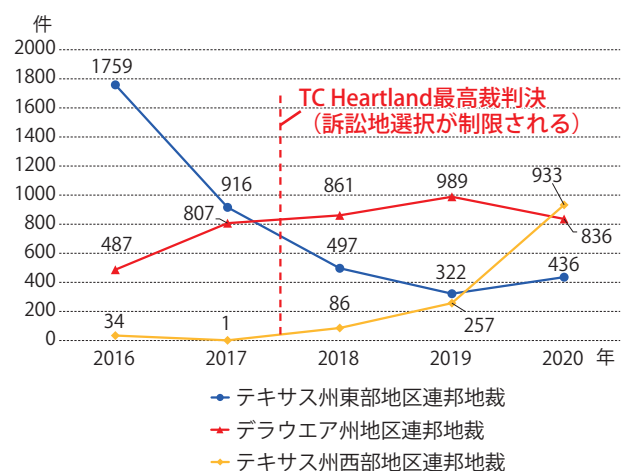


図6 主要な連邦地方裁判所における特許関連訴訟数の変化

Source : Patent Dispute Report (Unified Patent) を基に作成

2) TC Heartland事件連邦最高裁判決は、米国内の企業が被告となる特許権侵害訴訟を射程とするものであり、日本に所在する企業が直接訴えられた場合等はTC Heartland判決で判示された訴訟地に関する要件が適用されないため、注意が必要である。

コーヒーブレイク●米国駐在員の日常（業務編その1）

前編のコーヒーブレイクでは、「生活編」ということで特許庁の米国駐在員が現地でのどのような生活を送っているのかを紹介した。後編では業務を中心に紹介したい。

前編でも述べたが、特許庁の米国駐在員は他の国々の駐在員と異なり、JETRO ニューヨーク事務所知的財産部長と知的財産研究所ワシントン事務所長を兼務しているため、ニューヨークとワシントンDCの双方にオフィスを持っており、両都市を行き来しながら業務を行うこととなる。業務内容は、USPTOを中心とした知的財産関連政策を所管する米国政府機関との様々な調整、連邦議会や司法府の動きも含めた米国の知的財産政策の動向調査、米国企業の知的財産戦略の調査、日系企業等からの米国知的財産制度に関する相談対応、日系企業の米国でのビジネスを支援するためのセミナー・イベントの主催など、多岐にわたる。

どの業務もとても刺激的で、筆者にとって貴重な経験となるものばかりであったが、ここでは特に思い出に残る業務をいくつか紹介したい。

●過去に例のない頻度での特許庁幹部の訪米

特許庁とUSPTOは、毎年、三極特許庁長官会合、五庁長官会合、WIPO総会等の様々な機会を利用して幹部同士が意見交換を行っている。そのため、特許庁幹部が米国を訪問するのは年に1度程度というのが従来の相場であった。

しかし、筆者の米国駐在中は、大変ありがたいことに、過去に例を見ないほど多くの特許庁幹部（長官、特許技監、部長）の方々に訪米いただいた。特許庁長官に8度訪米いただいたことを含め、実に21度も訪米いただいた。単純計算すると2ヶ月に1度以上の割合で幹部の方に出張いただいたことになる。

幹部の出張となると、会談内容の重要度・困難度が非常に高くなるとともに、会談相手も大物となるため、駐在員が現地で行う事前調整の負荷は

極めて大きなものとなり大変なのであるが、その分、成果も大きく、また、普段はなかなか会うことの出来ない要人とのネットワークが広がるため、特許庁の幹部の方々にこれほど多く訪米いただいたことは、駐在員としては本当にありがたい話であった。

正直なところ、筆者が特許庁幹部の方々を米国にお呼びしたわけではないのであるが、USPTOのカウンターパートや、ワシントンDC界隈の特許関係の有識者達には、幹部の方々にこれほど頻繁に米国に呼べるのは、筆者が長官をはじめとする特許庁幹部と強いパイプを有しているからに違いないといった具合に映るようで、彼／彼女らが、筆者とネットワークを築いておくべきだという情報を知的財産コミュニティに勝手に広めてくれたため、過去にあまり深い関係を築けていなかった様々な組織からもたくさん連絡が来るようになり、多忙な有力者の時間をいただくことも容易になり、さらには重要情報もどんどん入ってくるようになった。特許庁幹部の方々に次々と米国を訪問いただいたことは、本当に幸運なことであった。

とはいえ、そこは米国、予期せぬトラブルとは常に背中合わせである。特許庁長官の訪米の際のエピソードを一つ紹介したい。その日は、午前中にワシントンDCの玄関口であるダレス国際空港で特許庁長官と合流し、午後一番に、まさにその日の午前中に行われた就任式³⁾で宣誓（sworn in）を行ってUSPTO長官に就任したばかりのAndrei Iancu氏とUSPTO本部で会談、その後すぐにワシントンDCに移動して、ホワイトハウスのアイゼンハワービルディングにおいてVishal Amin知的財産執行調整官と会談、続いてワシントンDC内のレストランで連邦巡回区控訴裁判所（CAFC）の元首席判事であるRandol Raider氏と夕食をとりながら会談というスケジュールであった。なお、前編で紹介したように、知的財産執行調整官はUSPTO長官と同様に大統領によって任命される

3) Remarks by Director Andrei Iancu at the Ceremonial Swearing-In
<https://www.uspto.gov/about-us/news-updates/remarks-director-andrei-iancu-ceremonial-swearing-ceremony>

政治任用のポストであり、Raider氏は説明の必要もないほどの知的財産界における世界的有名人である。

米国知的財産コミュニティにおける重要人物との会談が続く一日であったが、慣れた場所ということもあって多少のトラブルがあっても何とかできるだろうと思っており、移動を含め大きな不安はなかった。しかし、この日は予想を超える大変な不運に見舞われた。Iancu USPTO新長官との会談を成功裏に終え、Amin知的財産執行調整官が待つホワイトハウス・アイゼンハワービルディングに向かっていった時に、突然、ホワイトハウスの周囲に張り巡らされた安全柵に車が突入するという事件が起きたためホワイトハウス周辺が完全封鎖されたというニュースが大々的に流れたのである⁴⁾。ホワイトハウスの近くまで移動したが、報道の通りホワイトハウス周辺の道路はバリケードと警官によって完全に封鎖されており、ホワイトハウスに近づくことができない状態であった。知的財産執行調整官オフィスに電話をしたところ、バリケードの外からホワイトハウスに入ることは不可能だが、ホワイトハウス側からバリケードの外に出ることはできるかもしれないとのことだったため、急遽、ホワイトハウスの周辺に建つホテルのレストランで会合を行うことにした。

しかし、ホテルに移動してみると、オープンしていたのは地下にあるバーのみであり、さらに不運なことに、そのバーはホワイトハウスが封鎖されたせいでオフィスに戻れなくなった政府職員でほぼ満員の状態であった。それでもなんとか4、5名が座れるテーブルを確保することができ、会談の実施にこぎつけたのだが、周囲がビールやウイスキーを飲んで大騒ぎをしている中での会談であったため、隣同士で座って話をした特許庁長官と知的財産執行調整官の間でしか声が聞こえず、同席した双方のスタッフは会談の内容をほとんど聞くことができなかった。綱渡りながらも何とか無事に会談を実施できたことは良かったのだが、

会談内容をしっかりと記録に残す必要がある同行スタッフにとっては悲劇の会合であった。

悲劇は次のRaider氏との会談でも続いた。レストランに着くと、先に到着していたRaider氏が持ち前の気遣いを発揮して、店内に置かれていたピアノのすぐ隣の特等席を確保してくださっていた。その日はちょうど演奏者もおおり、素晴らしい雰囲気です食事をとることができた。が、目的は単に食事をとることではなく、有益な情報をいただくことである。食事をとりながらRaider氏が貴重な情報をたくさん話してくれるのであるが、声が届くのは隣に座った特許庁長官までで、筆者の耳に届く頃にはその声の大半は演奏の音にかき消されていた。ピアノが奏でる美しい旋律に対して、あの時ほど敵意を抱いたことはなかった。

サービス精神旺盛な米国の知的財産コミュニティの方々と仕事をすると、事前の打ち合わせではまったく話に上らなかったような突然のサプライズが本番で次々と起こるので、その場その場での臨機応変な対応ということを当たり前のように求められる。何度も経験したスリリングな展開も、今となってはとてもいい思い出である。

●「標準必須特許のライセンス交渉に関する手引き」の作成

筆者が米国に赴任して最初に取り組むことになった大きなテーマが標準必須特許（SEP：Standard Essential Patents）のライセンスに関する問題である。米国知的財産コミュニティの有力者とのネットワークを瞬間に広げてくれた案件でもあるため、筆者にとっては、駐在期間中に遂行した業務の中で最も強く印象に残っているものの一つである。

筆者が赴任した2017年6月当時、米国知的財産コミュニティでは、日本の標準必須特許関連政策への関心が高まっていた。経済産業省が立ち上げた「第四次産業革命を視野に入れた知財システムの在り方に関する検討会」が2017年4月に公表

4) Car intentionally hits security barrier near White House
<https://edition.cnn.com/2018/02/23/politics/white-house-security-barrier-hit/index.html>

した「第四次産業革命を視野に入れた知財システムの在り方について⁵⁾」と題する報告書の中に、標準必須特許について特許権者と利用者間でライセンスに関する協議が整わない場合に、利用者からの請求に基づいて行政が適切なライセンス料を決定する「ADR制度（標準必須特許裁定）」の導入を検討するとの方針が示されていたからである。

米国の知的財産コミュニティの大部分は、国家が関与して特許権のライセンスを強制的に実施させる裁定制度を、特許制度が未だ整備段階にある途上国や新興国が好む制度であると考えている。そのため、筆者が赴任したばかりの頃は、米国の有識者から「日本はまさか特許途上国に逆戻りするような制度を導入しようとしているわけではないよね？」といった心配の声を数多くいただいた。

最終的に特許庁は、特許法を改正して「標準必須特許裁定」を導入するという政策ではなく、標準必須特許のライセンス交渉の透明性・予見性を高めるためのガイドラインを作成するというソフトローによる解決を目指す政策を選択したため、米国の有識者からの心配の声はなくなったのだが、赴任当初は、どこに行っても日本が新たな裁定制度を導入しようとしていることを心配する声ばかり聞こえてきたため、これから先苦労しそうだなどと思ったことをよく覚えている。

標準必須特許のライセンス交渉についてのガイドラインを策定するにあたっては、特許のライセンス交渉に関して世界で最も豊富な経験を有している米国の特許弁護士の方々から知見を借りようということになった。そこで、まずは筆者が、米国の法律事務所（ローファーム）の中から標準必須特許分野で有名なローファームをいくつか選定して、それぞれにプレゼンテーションを行ってもらい、その中から1つのローファームを選んで標準必須特許に関するライセンス交渉の進め方や留意事項、参照すべき裁判例等をまとめてもらうこととした。

着任して3ヶ月ほどしか経っていなかった時期であったため、一流のローファームを選定し、各ローファームにガイドラインの骨子案についてのプレゼンテーションを行ってもらうように手配するのはとても大変であった。企画コンペのようなものを行うわけだが、そもそも先方が特許庁のガイドライン作りに協力したいと思ってくれるのだろうかという心配ばかりが頭に浮かんだ。結局、6つの有名なローファームが協力を申し出てくれ、いずれも大変内容の濃いプレゼンテーションを行ってくれた。プレゼンテーションを依頼するローファームを選定するにあたっては、ワシントンDCの日系企業の駐在員の方々にも多大な協力をいただいた。人的なネットワークの重要性やありがたみを痛感した。

米国のローファームの協力を得つつ、特許庁は、2018年6月に「標準必須特許のライセンス交渉に関する手引き（GUIDE TO LICENSING NEGOTIATIONS INVOLVING STANDARD ESSENTIAL PATENTS）」（以下、SEPガイドと呼ぶ）を策定・公表するに至ったのだが、SEPガイドを策定する過程では、Raider氏やDavid Kappos元USPTO長官をはじめとする多くの有識者、USPTO、司法省反トラスト局、連邦取引委員会（FTC）といった連邦政府機関、連邦地裁やCAFCの現役判事、標準必須特許を保有するライセンサー側の有力企業、標準必須特許を実施するためのライセンスを必要とするライセンシー側の有力企業、米国知的財産権者協会（IPO）をはじめとする有力業界団体、米国知的財産権法協会（AIPLA）をはじめとする特許弁護士団体など、数多くの米国の知的財産関係者から意見を聞いた。企画段階からグローバルな視点を意識したこともあり、米国の知的財産コミュニティのSEPガイドに対する評価は高い。特に、その策定に至るまでの手続の透明性・開放性は、米国の知的財産関係者から今でも非常に高く評価されている。

5) <https://www.meti.go.jp/report/whitepaper/data/pdf/20170419001-1.pdf>

3. トランプ政権時の米国知的財産政策の動向

本章では、トランプ政権時の米国の知的財産政策の動向を紹介する。前編でも述べたが、筆者が赴任した2017年当時の米国知的財産コミュニティでは、多くの有識者が、「プロパテント政策を修正する動きが行き過ぎたため、米国の特許制度が弱体化してしまい、その結果、米国のイノベーションシステムに悪影響が生じている」、「今の米国では、コンピュータソフトウェアやライフサイエンス等の先端技術分野での発明が特許権で適切に保護されないため、そうした重要分野における研究開発投資が米国から欧州、中国へ流出し始めている」等といった警鐘を鳴らしていた。特に政治の中心であるワシントンDCをベースに活動する有識者の間では、特許権の効力を弱める方向、すなわちアンチパテント方向に振れすぎた振り子の針をプロパテント側に戻して、失われた米国の国際競争力とイノベーション創造能力を回復させる必要があるとの認識が広がっていた。

こうした中、民主党オバマ大統領に代わって政権を握った共和党トランプ大統領が果たしてどのような知的財産政策を打ち出すのかと多くの知的財産関係者が注目していたところ、トランプ政権が打ち出したのは、米国の知的財産を徹底的に保護しようとする強烈なプロパテント政策であった。トランプ政権は、知的財産に関する大統領行政命令や大統領宣言を公表して、米国の知的財産を他国による侵害行為から守るために強力な措置を講じることや、国内の特許制度を強化すること等を宣言し、米国の知的財産の保護を重視する姿勢を明確に示した。また、同政権は、政府高官の人事の面でも、知的財産を重視する姿勢を明確に打ち出した。

以下、トランプ政権が公表した知的財産に関する大統領行政命令・大統領宣言の概要、及びトランプ政権が任命した知的財産分野における政府高官の取り組みを紹介する。トランプ政権の知的財産政策の

真髄は、これらの取り組みに凝縮されているといっても過言ではない。

3.1. 知的財産に関する大統領行政命令

トランプ政権は、知的財産に関する大統領行政命令として、2017年に中国の知的財産侵害に関する大統領行政命令を、2019年に模倣品・海賊版問題に関する大統領行政命令を、そして2020年に電子商取引プラットフォーム上の模倣品売上の防止に関する大統領行政命令を公表した。

ここでは、トランプ政権が最初に打ち出した知的財産政策であり、また、トランプ政権における最重要政策の一つであった中国による米国知的財産の侵害という問題に対処するためのものであった2017年の大統領行政命令の概要を紹介する。

トランプ大統領は、2017年8月に大統領行政命令を発出し、米国通商代表（USTR）に対して、中国の知財窃盗問題について通商法に基づく調査を行うべきか否かを決定するよう指示した⁶⁾。指示を受けたUSTRはすぐさま調査を行うことを決定し⁷⁾、2018年3月に、中国は不公正な市場歪曲行為により米国の知的財産を搾取しているとの調査結果を公表した。USTRの調査結果を受けたトランプ大統領は、関係政府機関に対して、中国製品への関税引き上げ、WTOへの提訴、中国からの投資制限の強化等を指示した⁸⁾。

これに端を発して、世界経済に大きな影響を与えた米中による追加関税合戦が幕を開けることとなった。この米中貿易問題については、その解決に向けて2020年1月15日に米中間で第一段階の経済貿易協定が結ばれ、中国は、知的財産、技術移転、農業、金融等の分野において、様々な構造改革を行うことに合意した。この発端となった問題、すなわち、中国は海外企業から不公正に知財・技術を吸い上げているのではないかという問題については、中国側が、貿易協定としては初めて、市場アクセスや行政

6) 詳細はJETRO ニューヨーク米国知財ニュース (2017年8月15日付) 参照。
https://www.jetro.go.jp/ext_library/1/_Ipnnews/us/2017/20170815.pdf

7) 詳細はJETRO ニューヨーク米国知財ニュース (2017年8月21日付) 参照。
https://www.jetro.go.jp/ext_library/1/_Ipnnews/us/2017/20170821.pdf

8) 詳細はJETRO ニューヨーク米国知財ニュース (2018年3月23日付) 参照。なお、トランプ政権は、2018年1月の一般教書演説でも貿易ルールの強力な執行を通じて米国の知的財産を守ると宣言していた。
https://www.jetro.go.jp/ext_library/1/_Ipnnews/us/2018/20180323.pdf

府からの許可を得るための条件として中国企業に自身の技術を移転することを外国企業に強制するという慣行に終止符を打つことに合意した。

日本産業界にとっても長年の懸案だった中国における強制的な技術移転問題の解決に向けた大きな一歩であったが、この協定については、実効性の欠如を懸念する指摘が多くなされており、依然として注視が必要な状況にあると考えられる。

なお、この経済貿易協定は、第1章に知的財産章が置かれるという極めて珍しい協定となっている。筆者が同協定の知的財産章の作成を担ったUSTRの知的財産担当者と会議を行った際、同担当者が、最初の章に知的財産章が置かれたことをとても誇らしげに話していたことを良く覚えている。こうした点からも、米国がいかに中国の知的財産問題を重視しているかをうかがい知ることができる。

3.2. 知的財産に関する大統領宣言

2018年4月26日のWorld IP Day（世界知的所有権の日）に、トランプ政権は知的財産に関する大統領宣言を公表し⁹⁾、知的財産権は米国の経済競争力のために不可欠なものである旨を宣言した。また同宣言には、他国による米国知的財産の窃盗に対し米国政府として厳しく対応することや、米国内の特許制度を強化するための措置を講じること等が盛り込まれた。大統領宣言には、「米国内の特許制度を強化するための措置」が具体的に何を指すのかは記載されなかったが、本稿で後述するようなUSPTOによる特許適格性に関する問題への対応やAIAレビュー制度改革、さらには司法省反トラスト局による、特許権者の権利行使に対しては原則として反トラスト法を適用しないという競争政策の方針転換等を意図していたものと思われる。

トランプ政権は、2019年、2020年の世界知的所有権の日にも大統領宣言を公表した。2019年の大

統領宣言では、米国の経済競争力を維持・強化するためには、知的財産と新技術を保護して新たな産業とイノベーションを起こすことが不可欠であると宣言した¹⁰⁾。また、中国による知的財産窃盗問題が通商問題に発展し緊迫した状況となっていたこともあって、宣言では、米国の知的財産の窃盗を支援している国等の不正行為を働く者に対して、法律と公正で相互的な通商政策の双方を行使して積極的な措置を講じる点が強調された。

2020年の大統領宣言では、米国では知的財産関連産業が全雇用のおよそ3分の1、国内総生産の約40%（推定6兆6千億ドル）を占めており¹¹⁾、それら産業を支援するために、2020年1月に、これまでの自由貿易協定の中で最も包括的な知的財産条項を含む米国・メキシコ・カナダ協定（USMCA）実施法案に署名したことに言及している¹²⁾。また、コロナウイルスとの戦いが続く中で、知的財産の重要性が今ほど明白になったことはないなどと述べられている。

米国政権が世界知的所有権の日にも大統領宣言といった文書を発表して知的財産政策の方針を示すといったことは、世界知的所有権の日が2001年に創設されて以降初めてのことであった。こうした前例のない世界知的所有権の日の大統領宣言の公表も、トランプ政権の知的財産重視の方針を表すものだったと言えよう。

3.3. Makan Delrahim前司法省反トラスト局長による競争政策の大転換

前編でも述べたが、一般的に、米国の政権がどういった政策を重視しているかを把握するには、大統領によって任命される政府高官、いわゆるポリティカルアポイントメント（政治任用）のスタッフとしてどのような人物が任命されたかを分析することが非常に有益である。

米国の知的財産政策の行方を占う上では、

9) 詳細はJETRO ニューヨーク米国知財ニュース（2018年4月30日付）参照。
https://www.jetro.go.jp/ext_library/1/_Ipnews/us/2018/20180430-1.pdf

10) 詳細はJETRO ニューヨーク米国知財ニュース（2019年5月3日付）参照。
https://www.jetro.go.jp/ext_library/1/_Ipnews/us/2019/20190503-1.pdf

11) Intellectual Property and the US Economy : 2016 update
<https://www.uspto.gov/sites/default/files/documents/IPandtheUSEconomySept2016.pdf>

12) 詳細はJETRO ニューヨーク米国知財ニュース（2020年4月27日付）参照。
https://www.jetro.go.jp/ext_library/1/_Ipnews/us/2020/20200427.pdf

USPTO長官にどのような人物が任命されるかという点が最も重要となるのだが、トランプ政権においては、USPTO長官の人選だけではなく、司法省反トラスト局長の人選も特筆すべきものであった。そこで、USPTO長官による取り組みを紹介する前に、トランプ政権によって任命されたMakan Delrahim前司法省反トラスト局長の取り組みを紹介したい。

トランプ政権は、2017年9月、競争政策の司令塔である司法省反トラスト局長に、特許弁護士の経験を有するMakan Delrahim氏を任命した。反トラスト法の執行当局である司法省反トラスト局は、反競争的な取引等を取り締ることにより市場における適正な競争を促進するという競争政策を担う組織であり、一見、知的財産政策との直接的な関連性は低いように思われる。しかし、技術を排他的に支配できる絶対的独占権という特許権の性質上、その権利行使は市場競争に大きな影響を及ぼす可能性があるため、市場における適正な競争を促進するための政策である競争政策とは様々な場面で交錯することとなる。特に、標準化された技術を利用しようとする際に避けて通ることができない特許権、すなわち標準必須特許は、市場での企業間競争に与える影響が極めて大きいため、その権利行使に際しては反トラスト法上問題とならないかを慎重に検討しなければならない場面が多い。したがって、競争政策を担う反トラスト局長の人選は、時に知的財産政策に重大な影響を及ぼすことがある。Delrahim前反トラスト局長の場合には、自身が特許弁護士であったこともあって標準必須特許のライセンスをめぐる問題に非常に高い関心と問題意識を抱いていたため、歴代の反トラスト局長の中でもとりわけ知的財産政策に大きな影響を及ぼした人物であった。

Delrahim前反トラスト局長は、後述するAndrei Iancu前USPTO長官に勝るとも劣らないプロパテント志向の人物であり、就任以降、数々の政策スピーチ等を通して、伝統的に特許権者の権利行使が

過度に強力になることを抑止する側に軸足を置いてきた反トラスト局のスタンスを180度転換し、特許権者にとって追い風となる政策・方針を次々と打ち出した。

例えば、標準必須特許所有者による同特許権の行使がFRAND宣言¹³⁾に違反しているか否かという問題は、反トラスト法上の問題ではなく契約法上の問題であるため、FRAND宣言に反する行為に対して競争を阻害したとして反トラスト法を適用することは原則ないといった方針や、標準必須特許をめぐる問題に関して、絶対的独占権という特許権の本質に鑑みると、特許権者が一方的かつ無条件にライセンスを拒絶したとしても、競争法の観点からはそのこと自体に問題はないとの方針を打ち出した。

また、2019年12月には、USPTO及び米国国立標準技術研究所(NIST)と共に「FRAND宣言を伴う標準必須特許の救済に関する政策声明¹⁴⁾」を公表し、標準必須特許所有者によるFRAND宣言は、裁判所が特許権侵害への適切な救済を決定する際に考慮する一要素に過ぎず、特段の事情がない限り、標準必須特許に関する侵害訴訟においても、通常の特許権侵害訴訟と同様に差止を含む全ての救済が認められるべきであるとの当局の見解を示した¹⁵⁾。

さらに、2020年9月には、2015年に改訂された米国電気電子技術者協会(IEEE)のpatentポリシーに対する反トラスト局の見解を見直す旨の声明を公表し¹⁶⁾、2015年に発出したビジネスレビューターにおいて、反トラスト局は標準必須特許保有者の差止請求権を制限するIEEEのpatentポリシーの改訂案を支持したと誤解されているが、標準必須特許保有者の差止請求を行う権利は失われていないなどとした。

Delrahim前反トラスト局長による競争政策は、特許権者に権利を行使し易い環境を提供することで発明者のイノベーションへの意欲を刺激し、それをもって市場の競争を促進しようというものであり、

13) 標準必須特許のライセンスを求める者に対し、「公平、合理的、非差別的」にライセンスをすることをコミットする標準必須特許所有者による宣言。

14) <https://www.uspto.gov/sites/default/files/documents/SEP%20policy%20statement%20signed.pdf>

15) 詳細はJETRO ニューヨーク米国知財ニュース (2019年12月23日付) 参照。

https://www.jetro.go.jp/ext_images/_Ipnnews/us/2019/20191223.pdf

16) <https://www.justice.gov/atr/page/file/1315291/download>

知的財産、特に特許権の効力を大いに尊重した競争政策であったとすることができる。

なお、Delrahim氏は、米国政権が共和党トランプ政権から民主党バイデン政権に代わった2021年1月に反トラスト局長を辞任している。Delrahim反トラスト局長の下では特許権者に有利な形で反トラスト法を適用する政策が採られたが、反トラスト局長が代われば反トラスト局による特許システムへの反トラスト法の適用の考え方も大きく変わる可能性があるため、今後の反トラスト局の競争政策の行方には注視が必要である。

3.4. Andrei Iancu 前USPTO 長官による特許システムの改革

知的財産政策について大統領にアドバイスする権限を有するUSPTO長官の人選は、政権の知的財産政策全体の方向性を左右する極めて重要な人選となる。トランプ政権は、2018年2月、政権の知的財産政策の司令塔とも言うべきこの重要なポストに、ロサンゼルス法律事務所Irell & Manellaの特許弁護士であったAndrei Iancu氏を任命した。

Iancu前長官は、米国のイノベーションの原動力である特許制度の信頼性と予見性を回復させること目指し、USPTO長官を務めた約3年の間に、米国知的財産システムが抱える二つの大きな問題、すなわちAIAレビュー制度（日本の無効審判制度・異議申立制度に相当）の問題と特許適格性の問題（特許の対象となる発明の範囲に関する問題）を解決するために数々の改革を行った¹⁷⁾。

以下に、Iancu前長官によるAIAレビュー制度の改善に向けた取り組み、及び特許適格性に関する問

題の解決に向けた取り組みを紹介する。なお、Iancu氏も、Delrahim氏と同様に、米国政権が共和党トランプ政権から民主党バイデン政権に代わった2021年1月にUSPTO長官を辞任し、2021年4月からIrell & Manellaに復帰している。

3.4.1. AIA レビュー制度の改善

Iancu前長官が就任後にまず取り組んだのが、USPTO特許審判部（PTAB）におけるAIAレビュー手続の改善だった。USPTOによる適切な審査を経て特許となったはずの発明が、同じUSPTOにおけるAIAレビューで極めて高い確率で無効と判断されるため、特許制度の信頼性・予見性が著しく損なわれているという批判を受け、USPTOの判断の信頼性を回復させるための措置を立て続けに講じた。

代表的なものを挙げると、まず2018年8月及び9月に、「AIAレビュー実務ガイド」及び「標準運営手順」をそれぞれ改訂し、当事者がレビュー手続において見解を述べる機会の拡充、先例審決¹⁸⁾の選定方法の明確化等を行った¹⁹⁾。また、2018年11月には、AIAレビュー手続で用いられていた特許クレーム中の用語の解釈手法を、連邦地裁等で用いられている解釈手法と同一となるように変更して、AIAレビュー手続と他の紛争処理手続との一貫性を高めた²⁰⁾。さらに、特許クレームの訂正を申請しても訂正が認められることがほとんどないと批判されていた、AIAレビューにおける特許クレーム訂正手続の改善にも取り組み、2019年3月に、特許権者が特許クレームの訂正をより容易に行うことができるようにする手続改訂を実現した²¹⁾。

17) 2019年3月に開催された連邦議会上院の司法委員会知的財産小委員会の公聴会において、当時委員長を務めていたThom Tillis議員（ノースカロライナ州、共和党）は、Iancu長官が次々と実施した変革は米国知的財産制度に大きな影響を及ぼしており、Iancu効果と呼ばれていると述べ、Iancu長官の改革に賛辞を送っている。

18) 先例として選定された審決の内容は、他の事案の審理に拘束力を及ぼす。

19) 詳細はJETRO ニューヨーク米国知財ニュース（2018年8月17日付、2018年10月5日付）参照。

https://www.jetro.go.jp/ext_library/1/_Ipnews/us/2018/20180817-2.pdf

https://www.jetro.go.jp/ext_library/1/_Ipnews/us/2018/20181005-4.pdf

20) AIAレビュー手続で従来から用いられていた「Broadest Reasonable Interpretation（明細書に照らして最も広い合理的解釈）」という特許クレーム中の用語の解釈手法を、連邦地方裁判所や国際貿易委員会（ITC）における特許紛争処理手続で用いられている解釈手法（「当業者が理解するクレームの通常かつ慣用的な意味、及び審査経過」に基づいて解釈する手法）と同一となるように変更した。詳細は、JETRO ニューヨーク米国知財ニュース（2018年11月12日付）参照。

https://www.jetro.go.jp/ext_images/_Ipnews/us/2018/20181112-7.pdf

21) 詳細はJETRO ニューヨーク米国知財ニュース（2019年4月10日付）参照。

https://www.jetro.go.jp/ext_images/_Ipnews/us/2019/20190410-1.pdf

いずれの措置もAIAレビュー手続の透明性・予見性を高めるものとしてユーザーから高い評価を得ており、AIAレビューに関する問題を指摘する声は少なくなったように思われる。

なお、AIAレビュー制度に関しては、特許無効と判断され易いとの批判が多くなされてきたところだが、AIAレビューにおけるPTABの判断と裁判所の判断との一貫性を見てみると、意外にもPTABの判断はCAFCにおいて約80%という高い割合で支持されている²²⁾。何かと批判の多いAIAレビュー制度とPTABの審判官(APJ: Administrative Patent Judge)であるが、APJが出した結論を、裁判において覆すことは非常に難しいと考えるべきであろう。

Iancu前長官によるAIAレビュー制度の改善からは少し話が逸れるが、AIAレビュー制度やPTABに関しては問題が絶えないことも事実であり、最近ではArthlex事件において、USPTO長官でさえレビューすることができない強大な最終判断権限を有するPTABの審判官は大統領によって任命されるべき「上級官吏」であり、商務長官が任命している現在の審判官任命手続は憲法の規定に違反しているのではないかという点が争われ²³⁾、この問題は連邦最高裁までもつれ込むこととなった。連邦最高裁は、2021年6月21日、米国特許法第6条(c)²⁴⁾の「再審理は、特許審判部のみが行うことができる」という規定は、PTABの決定を上級官吏であるUSPTO長官等が単独で見直すことを不可能にしているため合憲ではなく施行できないとし、同規定に関わらずUSPTO長官はPTABの決定を見直すことができると判示した²⁵⁾。USPTOはこの連邦最高

裁判決を踏まえて、2021年6月29日に、暫定的なUSPTO長官によるPTAB審決のレビュー手続を新設している²⁶⁾。

3.4.2. 特許適格性問題への取り組み

Iancu前長官は、特許適格性の有無に関するUSPTOの判断の予見性向上という難しい課題にも取り組み、2019年1月に特許適格性要件の判断手法に関する新たな審査ガイダンスを公表した²⁷⁾。この新たなガイダンスは、連邦最高裁の判例によって歴史的に特許適格性が認められないとされてきた「自然法則」、「自然現象」、「抽象的アイディア」という3つのカテゴリーのうち、その対象範囲が不明確であるとの指摘が特に多かった「抽象的アイディア」の対象範囲の明確化や、特許適格性の有無の判断手法の明確化を図るものであり、特許弁護士等の実務者からは、USPTOにおける特許適格性の判断の予見性が非常に高まったとの評価を得ている。

USPTOは2020年4月に、上記の特許適格性に関する審査ガイダンスの効果を分析したレポートを公表し²⁸⁾、同ガイダンスにより、USPTOにおける特許適格性に関する審査の確実性が高まったことを報告した。同レポートでは、Alice事件連邦最高裁判決の影響を受ける技術分野において、同ガイダンスの公表後の1年間で、特許適格性の判断に関する審査の不確実性²⁹⁾(審査結果のばらつき)が44%減少するとともに(図7参照)、特許適格性を有さないとの拒絶理由を通知される可能性が25%減少した(図8参照)との分析結果が示されている。

一方、同ガイダンスは、裁判所の判断を拘束する

22) 詳細は「統計データで見る米国特許システムの全体像」(JETRO ニューヨーク)を参照。

https://www.jetro.go.jp/ext_images/_Ipnews/us/2020/20200710.pdf

23) 詳細はJETRO ニューヨーク米国知財ニュース(2019年12月1日付)参照。

https://www.jetro.go.jp/ext_images/_Ipnews/us/2019/20191201.pdf

24) 米国特許法第6条(c):「個々の審判請求、由来手続、付与後再審査及び当事者系再審査は、長官が指定する少なくとも3名の特許審判部の構成員によって審理されるものとする。再審理は、特許審判部のみが行うことができる。」

25) 詳細はJETRO ニューヨーク米国知財ニュース(2021年6月23日付)参照。

https://www.jetro.go.jp/ext_library/1/_Ipnews/us/2021/20210623.pdf

26) https://www.uspto.gov/patents/patent-trial-and-appeal-board/procedures/uspto-implementation-interim-director-review?utm_campaign=subscriptioncenter&utm_content=&utm_medium=email&utm_name=&utm_source=govdelivery&utm_term=

27) 詳細はJETRO ニューヨーク米国知財ニュース(2019年1月8日付)参照。

https://www.jetro.go.jp/ext_images/_Ipnews/us/2019/20190108.pdf

28) https://www.uspto.gov/sites/default/files/documents/OCE-DH_AdjustingtoAlice.pdf

29) 審査官毎に、特許適格性に関する拒絶理由を含む最初のオフィスアクションが、全ての最初のオフィスアクション中に占める割合を算出し、それらの値を基に分散を算出したもの。



図7 特許適格性の判断に関する審査のばらつき 出典：Adjusting to Alice (USPTO, 2020年4月)

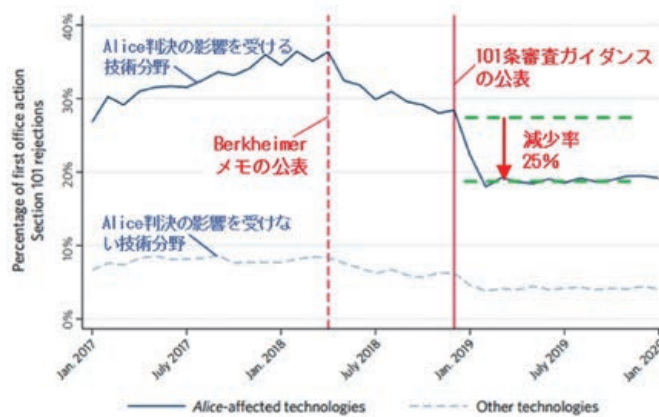


図8 最初のオフィスアクションで特許法第101条に基づく拒絶通知を受ける確率

出典：AAdjusting to Alice (USPTO, 2020年4月)

ものではないため³⁰⁾、有識者からは、同ガイドンスは特許適格性に関する問題を根本的に解決するものではないとの指摘も多くなされている。

知的財産関係者の多くは、USPTOの新たなガイドンスは良いものではあるが、特許適格性の問題を根本的に解決するためには、連邦最高裁による判例の変更、または連邦議会による特許法第101条の改正が不可欠であると考えているようである。

なお、本問題をめぐっては、連邦議会及び司法でも大きな動きが見られたので簡単に紹介したい³¹⁾。

連邦議会において中心的な役割を担ったのは、

2019年1月3日から2021年1月3日まで開かれた第116回議会において、上院司法委員会知的財産小委員会（以下、上院知的財産小委員会と呼ぶ）の委員長を務めた Thom Tillis 議員（ノースカロライナ州選出、共和党）と、同委員会の野党筆頭委員（ランキングメンバー）を務めた Chris Coons 議員（デラウェア州選出、民主党）であった。両議員は、有識者との議論を基に特許適格性の要件を定める米国特許法第101条の改正草案を作成するとともに³²⁾、上院知的財産小委員会において同草案への意見を聴取するための公聴会を開催するなど、米国特許法を改正し

30) 例えば、CAFCは、2019年4月1日のCleveland Clinic事件判決において、「我々は、特許適格性を含まあらゆる特許性に関する問題についてのUSPTOの専門性に高い敬意を払うものの、一方で、我々は、USPTOが発行するガイドンスには拘束されない」と述べている。
<http://www.cafc.uscourts.gov/sites/default/files/opinions-orders/18-1218.Opinion.4-1-2019.pdf>

31) 詳細は「米国特許法101条問題（特許適格性の問題）をめぐる連邦議会と司法府の動き」（IPジャーナル13号（2020年6月発行））参照。
http://fdn-ip.or.jp/files/ipjournal/vol13/IPJ13_82_89.pdf

32) 詳細はJETRO ニューヨーク米国知財ニュース（2019年5月24日付）参照。
https://www.jetro.go.jp/ext_library/1/_Ipnews/us/2019/20190524.pdf

て特許適格性の問題を根本的に解決しようと精力的な活動を行った。その公聴会は、計45名もの証言者を招いて3日間にわたって開催されるというもので、法案にもなっていない段階での公聴会としては異例のものであった³³⁾。

司法においては、CAFCが議論の中心となった。神経伝達疾患を診断する方法についてのAthena社の特許が特許適格性を有するかという点が争われたAthena事件では、CAFCの判事達が意見書を通して、特許適格性の有無の判断をめぐる混乱を解決するには連邦最高裁の判例変更、または連邦議会による法改正が必要であるとのメッセージを発し、関係者を驚かせた³⁴⁾。

このように、特許適格性問題については、連邦議会、司法のいずれにおいても解決に向けた大きな動きが見られたが、それでも問題の解決には至らなかった。

現在の第117回議会でも上院知的財産小委員会が設置されており、Tillis議員は野党筆頭委員であるランキングメンバーとして、Coons議員は通常の委員として同委員会に参加している。しかし、新たに委員長となったPatrick Leahy議員（バーモント州選出、民主党）は、質の低い特許権の濫用を防止することを重視しており、特許の対象となる発明の範囲の拡大につながりかねない特許適格性要件の見直しの議論には慎重な態度をとると考えられる。また、Tillis議員やCoons議員らにより、現在の特許適格性法理が米国の重点技術分野における投資やイノベーションにどのような影響を与えたかを連邦議会に報告するよう求められたUSPTOが、特許適格性に関する調査を実施している最中であることから、連邦議会が特許適格性に関する法改正の議論を行うことは当分の間はないと考えられる。

コーヒブレイク●米国駐在員の日常（業務編その2）

引き続き、米国駐在員として携わった業務の中から特に思い出に残るものをいくつか紹介したい。

●過去に類を見ない規模の米国企業訪問

グローバル化する企業活動に的確に対応した特許制度の構築や特許行政サービスの提供を行うためには、海外企業の声もしっかりと把握しなければならないとの思いから、過去に例を見ない大規模な米国企業訪問を実施した。

米国企業への訪問と言うと楽しそうに聞こえるが、米国企業にヒアリングに応じてもらうというのは、日本で政府が企業にヒアリングを依頼するのはと比べものにならないほど難しいことである。もちろん、IBMやマイクロソフト等のように対政府用のチームを備えており、快く訪問の申し出を受けてくれる企業もあるのだが、多くの場合、ただ

意見を聞きたいので訪問したいと申し出ても相手にされず、企業側に訪問を受け入れることのメリットを明確に示す必要があった。そのため、米国企業への訪問依頼には毎回大変な労力を費やした。

それでも、日頃の業務を通じて知り合った多くの方々の協力のおかげで、結果的には駐在期間中に100以上もの米国企業・業界団体と知的財産戦略についての議論を行わせていただくことができた。

読者の皆さんが知っている有名な企業だけでも、以下のような企業と議論させていただいた。

<IT関係>

グーグル、アップル、フェイスブック、アマゾン、マイクロソフト、インテル、シスコ、オラクル、クアルコム、サウンドハウンド、Uber、IBM、インターデジタル 等

33) 詳細はJETRO ニューヨーク米国知財ニュース（2019年6月5日付、2019年6月12日付）参照。

https://www.jetro.go.jp/ext_library/1/_Ipnews/us/2019/20190605.pdf

https://www.jetro.go.jp/ext_library/1/_Ipnews/us/2019/20190612.pdf

34) 詳細はJETRO ニューヨーク米国知財ニュース（2019年7月22日付、2020年1月27日付）参照。

https://www.jetro.go.jp/ext_library/1/_Ipnews/us/2019/20190722-2.pdf

https://www.jetro.go.jp/ext_library/1/_Ipnews/us/2020/20200127_1.pdf

〈製造関係〉

ゼネラル・モーターズ、フォード、ステランティス（フィアット・クライスラー）、アプティブ、ゼネラル・エレクトリック、iRobot 等

〈製薬・バイオ関係〉

ファイザー、メルク、ブリストル・マイヤーズ、ジョンソン&ジョンソン、サノフィ、イーライリリー、イルミナ、メドトロニック、バイオジェン、ブロード研究所 等

〈その他〉

3M、デュポン、P&G、スターバックス、バンク・オブ・アメリカ、マスターカード 等

全米を飛び回って数多くの米国企業を訪問させていただいたことで、米国企業特有の組織構造やイノベーション・知的財産戦略について相当深く理解できるようになった。特許庁からの出張者と一緒に過密スケジュールでの企業訪問を実施することも多く、肉体的に大変な時もあったが、大変有意義な経験であった。

●WIPO事務局長選挙に関する業務

駐在3年目の業務で印象に残るのがWIPOの事務局長選挙である。この選挙には、日本、中国、シンガポール、カザフスタン、ガーナ、コロンビア、アルゼンチン、ナイジェリア、ペルー、エストニアが、それぞれ立候補者を擁立したため³⁵⁾、激しい選挙活動が行われた。

筆者は、米国、カナダ、メキシコ、チリ、ジャマイカにおける日本政府の選挙活動のサポートを行った。各国への支援要請を行うなかで「自分の国は別の国際機関の選挙に立候補者を出そうとしているのだが、今回の選挙で日本を支援した場合、日本はそちらの選挙で自分の国に投票してくれるのか」といったことをよく言われた。本選挙が、巨大国家間の覇権争いという政治的意味合いを強く帯びていたこともあるが、国際機関のトップを決める選挙ともなると国全体としての交渉材料を準備しておかなければならないのだという点は非

常に勉強になった。

ここで、選挙にまつわるエピソードとして、カナダから米国に移動した際の苦労話を紹介したい。オタワでカナダ政府との会談を終えた後、次の日の早朝に予定されていたワシントンDCでの米国政府（国務省、商務省（本体）、USPTO等）との会合のために、空港に移動した。しかし、搭乗予定だった飛行機の出発時間がトラブルで遅れ、搭乗口で待つはめになった。1時間ほど待たされたのだが、結局、搭乗予定だった飛行機はキャンセルとなり、再度カナダに入国させられ、明日以降の便の予約を取るようと言われて航空会社のカウンターに再び並ばされてしまった。

次の日の早朝の便を予約できる可能性はゼロであったため、ワシントンDCでの米国政府機関との一連の会議はすべてキャンセルせざるを得ないかとあきらめの境地であったが、ふと空港の掲示板を見たところ別の航空会社の最終便に遅れが出ており、その出発予定時刻まで1時間ほど時間があつた。もしかすると搭乗できるかもしれないと思い、急いでその航空会社のカウンターに走った。ちょうど窓口担当者がカウンターを閉めようとしていたところで、最終便のチケットを買えるかと聞いたところ、チケットの販売は可能だが、出国等の手続をして搭乗締め切り時間に間に合うかは保障できないと言われた。また、チケット価格は予めプログラムされたルールにしたがって変動するのだが、出発直前ということもあってその値段は当初搭乗を予定していた航空機のチケット料金と比べると信じられない金額となっていた。さらに、窓口担当者からは、あと5分で帰宅するから今すぐ購入するか決めろと言われた。再発行手続を断りもなく無視して他の航空会社のチケットを購入するとなると、既に購入していたチケットは返金無しで捨てることになるし、通常料金と比べて信じがたい金額での新規チケット購入となるため、後の会計手続が大変なことになるな、最悪自腹ということになるかもしれないなどの思いが頭

35) <https://www.wipo.int/about-wipo/en/elections2020/>

をよぎったが、次の日の米国政府との会合は事務局局長選挙の行方を占う上で最も重要なものになることは間違いなかったため、即断で購入することとした。日本政府からの出張者も一緒だったため、その出張者の方々も、早朝の日本に通告の形で一報入れて購入に踏み切った。

逆境は続くもので、チケットを三名分、別々に購入したいと伝えたところ、窓口担当者が「もう帰る時間だからそのような面倒な売り方はできない。一人がまとめて購入しろ。そうでなければもう自分は帰る。」と怒り出したため、筆者のクレジットカードで一括購入することにした。こうしたことは日本ではあり得ない話だが、米国（この場合カナダだが）ではよくある話である。余談となるが、カードの利用限度額の上限一杯の利用となったため、ただでさえ芳しくなかった筆者のクレジット履歴の点数は一層下がり、予想通りその後の会計手続も相当面倒なこととなった。

話を選挙戦に戻そう。欧米各国は、中国が国際機関のトップのポストの多くを占めていることに対して常々強い懸念を示していたのだが、WIPO事務局長選挙にも中国が立候補者を擁立したため、先述のように、この選挙は政治問題化の様相を呈した。単に知的財産に関する専門機関の長を決めるための選挙というだけでなく、巨大国家間の覇権争いという政治的意味合いを強く帯びることとなった。

米国駐在員の視点からは、この選挙はまさに米国対中国という構図の選挙であるように見えた。当時のトランプ政権が中国との技術覇権争いを強く意識していたことを反映して、米国は、自ら立候補者こそ擁立しなかったものの、中国以外の国の立候補者にWIPOの運営を任せろべく、政府一丸となってこの選挙に積極的に関与していた。選挙の行方を注意深く見守るというレベルではなく、各国に積極的に働きかけを行い、米国が同士国の票を取りまとめて中国以外の国の立候補者を勝利に導くのだという勢いであった。

筆者はこの選挙に関して米国の関係政府機関と何度もやり取りをしていたため、米国政府の本気度は肌で感じていたのだが、中でも、国務省の選

挙関連業務の担当者から12月31日に連絡が来て、今すぐ教えて欲しいことがあると言われ、急遽電話会議を行ったことは鮮明に覚えている。

また、日本の立候補者の方がワシントンDCを訪れた際には、国務省、USTR、ホワイトハウスの関連部局、USPTOの幹部との身の引き締まるような会談が続いた。米国の支援者決定に大きな影響力を持つと言われたトランプ大統領の側近にも急遽会ってもらえることとなり、ホワイトハウスのウエストウイングを訪問することとなった。ウエストウイングのセキュリティは厳重で、入り口で筆記用具以外の持ち物は全てロッカーに預けさせられた。緊迫した雰囲気の中、特許庁の職員がウエストウイングに入るといってはこれが最初で最後かもしれないなどと思いながらウエストウイング内の狭い階段や廊下を歩いたことをよく覚えている。

選挙戦の最中には、中国の候補者が有力であるとの噂も流れたが、最終的には米国がサポートにまわったシンガポールのダレン・タン氏が事務局長となった。米国の底力を見た気がした。機微な情報が多いため詳しく記載できないことばかりであるのが残念だが、米国駐在という立場で選挙活動支援に携わり、米国政権中枢の生々しい動きを肌で感じる事ができたことは、極めて貴重な経験であった。

●セミナー等のイベント

JETROの職員としては、日系企業の米国でのビジネスを知的財産戦略の面から支援することも重要な任務となる。米国の知的財産政策や知的財産制度についての最新の重要トピックを日系企業の方々に届けるため、毎月、米国知的財産グループセミナー（IPGセミナー）を主催した。

IPGセミナーは、日系企業の現地駐在員の方等を対象として原則としてニューヨークとワシントンDCとで交互に実施した。特許庁の幹部の方の訪米にあわせて、特別セミナーやシンポジウムを開催することもあった。

セミナーのほとんどは、知的財産関連の問題を扱うローファームの会議室を借りて開催した。講

師も、ホストしてくれるローファームの特許弁護士達が努めてくれ、それぞれが得意分野の重要トピックについて分かりやすく説明してくれた。たくさんの方からホストしたいという申し出をいただき、主催側としては大変ありがたかった。3年間で約40回ものセミナーを開催した。

年に一度、USPTOと日本のユーザーとの意見交換会も実施した。日本弁理士会、日本知的財産協会、AIPPI JAPAN等の団体の代表者の方々や、日系企業の現地駐在員の方々など、毎年多くの方に参加いただいた。日本のユーザーの方達の声を直接聞くことができる貴重な機会ということで、USPTO側からは、とても有意義な会合だという感謝の言葉を毎年いただいた。

また、税関での模倣品セミナーも開催した。これは、税関に赴き、日系企業の方に自社の正規品と模倣品との見分け方を税関職員に説明してもらうというイベントである。税関職員にも好評で、正規品と模倣品とを識別するためのポイントがよく分かったので、しっかりと模倣品を摘発したい

といったコメントを多数いただいた。

特に思い出に残っているのが、全米商工会議所（US Chamber of Commerce）と共同で、在米国日本国大使館で開催した知的財産シンポジウムである。全米商工会議所の知り合いに、近々、特許庁幹部と米国の自動車メーカーとの会合をセッティングするつもりだと話したところ、その知り合いから、せっかく特許庁の幹部の方が米国にいらっしゃるのであればワシントンDCでも自動車産業と知的財産戦略をテーマにしたイベントを開催しないかと軽いノリで言われたのが開催のきっかけである。いかにもお祭り好きの全米商工会議所らしい話である。シンポジウムは「IP: The Engine of Innovation」と銘打って開催した。USPTOのAndrei Iancu長官と特許庁幹部に基調講演をしていただき、Danny Marti初代知的財産執行調整官に司会進行を努めていただいた。自動車関係団体の幹部や知的財産関係団体の幹部も大勢招待した。即興で企画したとは思えない、とても豪華な顔ぶれがそろったシンポジウムとなった。



写真1 USPTOと日本のユーザーとの意見交換会の様子



写真2 「IP: The Engine of Innovation」の様子

4. バイデン政権における知的財産政策

現時点でバイデン政権の知的財産政策がどのような方向に向かうのかを明確に予見することは難しいが、後述する最近のバイデン政権の動きを見ると、医薬品分野や標準必須特許関連分野においては、トランプ政権時と比べて多少アンチパテント方向への揺り戻しが起きそうな兆候が表れているように思われる。

他方、トランプ政権の知的財産政策を体現してい

たUSPTOのIancu長官、及び司法省反トラスト局のDelrahim局長が政権交代に伴って2021年1月に辞任して以降、両ポストは空席となっていたのだが、バイデン大統領は、ついにそれらポストへの人事の面で動きを見せた。

以下、バイデン政権の知的財産政策に関する動きを見ていきたい。

4.1. 世界知的所有権の日の大統領宣言

バイデン政権が発足して以降、同政権による知的

財産政策への言及は非常に限定的であった。そのため、米国の知的財産関係者は、バイデン政権が前政権と同様に2021年の世界知的所有権の日に関わりのメッセージを出すのかという点に注目していたのだが、バイデン政権も世界知的所有権の日にあわせて大統領宣言を発出した³⁶⁾。

その内容は、中小企業における知的財産保護の重要性を強調するものであった。大統領宣言では、中小企業は米国のビジネスや雇用において大きな割合を占めており米国の成功のために不可欠な存在であることや、知的財産制度が中小企業のビジネスを促進すること等に言及している。

バイデン政権が知的財産の重要性に言及したことは知的財産コミュニティにとって喜ばしいことではあるが、中小企業という非常に限定的な文脈での言及であるため、この大統領宣言だけでは同政権の知的財産政策の大きな方向性を把握することは難しいと言えよう。

4.2. 米国経済の競争促進に向けた大統領行政命令

バイデン政権が2021年7月に発出した大統領行政命令の中に、同政権の知的財産政策に関する重要な方針、具体的には標準必須特許問題に関する方針や、医薬品分野における特許問題に関する方針が示されているため、その概要を紹介する。

バイデン大統領は、2021年7月9日、「米国経済の競争促進に向けた大統領行政命令」(Executive Order on Promoting Competition in the American Economy)を公表した³⁷⁾。同行政命令において、バイデン政権は、反トラスト法を活用して、①産業の過度な集中・市場支配力の濫用等から生じる弊害や、支配的なインターネット・プラットフォームの台頭といった新産業・新技術がもたらす課題に対応していく方針であること、②処方薬の価格を下げるための積極的な制度改正を支持する方針であることなど、同政権の競争政策の方向性を示した。その上で、関係省庁が取り組むべき72もの政策を掲げた。

また、関係省庁との連携を含め各種政策を推進するための総合調整を行う機関として、大統領府

(Executive Office of the President)に国家経済会議委員長(The Director of the National Economic Council)を議長とする「ホワイトハウス競争評議会」(White House Competition Council)を設置するとした。

大統領行政命令で掲げられた政策のうち、知的財産に関する主要な政策を以下に紹介する。

> 標準必須特許問題に関する政府見解の見直し (Section 5 (d))

本大統領行政命令では、司法長官と商務長官に対して、特許権による市場支配力が特許権本来の射程を超えて反競争的に拡大することを防ぐとともに、標準設定プロセスが悪用されることを防ぐため、反トラスト法と知的財産法とが交錯する分野についての現在の立場を見直すかどうかを検討することを求めている。検討対象には、司法省、USPTO及びNISTが2019年12月に公表した「FRAND宣言を伴う標準必須特許の救済に関する政策声明」が含まれている。

本稿3.3.でも述べたように、FRAND宣言を伴う標準必須特許の救済に関する政策声明には、標準必須特許所有者によるFRAND宣言は、裁判所が特許権侵害への適切な救済を決定する際に考慮する一要素に過ぎず、特段の事情がない限り、標準必須特許に関する侵害訴訟においても、通常の特許権侵害訴訟の場合と同様に差止請求を含む全ての救済が認められるべきであるとのトランプ政権時の政府見解が示されている。

今回の行政命令において同見解の見直しが求められたことから、バイデン政権は、標準必須特許問題に関して、トランプ前政権における特許権者の保護を重視する姿勢からの方針転換を図ろうとしているものと思われる。

> 医薬品高騰問題への対応 (Section 5 (p) (vi))

本大統領行政命令では、保健福祉長官(The Secretary of Health and Human Services)に対して、特許制度が後発医薬品及びバイオシミラーの競

36) <https://www.whitehouse.gov/briefing-room/presidential-actions/2021/04/23/a-proclamation-on-world-intellectual-property-day-2021/>

37) <https://www.whitehouse.gov/briefing-room/presidential-actions/2021/07/09/executive-order-on-promoting-competition-in-the-american-economy/>

争を不当に遅らせることがないようにするため、食品医薬品局長官（The Commissioner of Food and Drugs）を通じて、USPTO長官に、食品医薬品局（FDA：Food and Drug Administration）の本件に関する懸念事項を共有するよう求めている。

大統領行政命令には、特許法やその他の法律の悪用によってジェネリック医薬品やバイオシミラーとの競争が何十年にもわたって妨げられ、米国民がより低価格の医薬品を手に入れることができなくなっているケースが非常に多く見られるとの問題認識も掲げられていることから、バイデン政権が、医薬品価格の高騰問題を解決するために、特許権の効力を弱める方向の政策を進めたい意向を有していることが読み取れる。

4.3. 司法省反トラスト局の標準必須特許に関する声明～Delrahim前局長時代の政策を変更～

バイデン大統領は、2021年7月20日、次期司法省反トラスト局長として弁護士のJonathan Kanter氏を指名した³⁸⁾。2021年10月28日に連邦議会上院による承認もなされており、同氏が反トラスト局長となることは確実となっている。

Kanter氏は、Google社への反トラスト法の適用を提唱してきた人物であり、上院での承認を得るための公聴会でも、承認されれば農業、医薬品、労働市場及び大規模テクノロジー企業に対して反トラスト法を執行するなど述べている。バイデン大統領は、2021年6月15日にも、反トラスト局と同様に競争政策を担うFTCの委員長として、Amazonを始めとするビッグテックへの反トラスト法適用の提唱者であるLina Khan氏を指名しており、巨大企業への規制を推進する姿勢を明確にしている。

このようにバイデン政権における競争政策の方向性が明らかになってきた中、司法省反トラスト局のJeffrey Wilder経済部長（Director of Economics）が、2021年9月29日に標準必須特許問題について

の現在の反トラスト局のスタンスを表明する演説を行った³⁹⁾。

演説の中でWilder経済部長は、2021年7月9日の米国経済の競争促進に向けた大統領行政命令によって、司法長官と商務長官は、司法省、USPTO及びNISTが2019年12月に公表した「FRAND宣言を伴う標準必須特許の救済に関する政策声明」を改訂するかどうかを検討すること、及び知的財産法と反トラスト法の交錯点に関する問題についての見解を見直すかどうかを検討することを求められているとした上で、反トラスト局では、既にそれらの検討を開始していると述べた。

また、同部長は、反トラスト法は標準必須特許保有者から提示されたライセンス料に不満を持つだけのライセンシーにとっては適切な救済手段とはならないとしつつも、標準必須特許保有者や標準作成に参加する者による非競争的な行為によって競争が害される場合には反トラスト法を執行するなど述べ、現在の反トラスト局はDelrahim前反トラスト局長時代とは異なるアプローチを採る方針であることを示唆した。

さらに、反トラスト局は、誠実（good-faith）なライセンス交渉を促進する政策を推進することや、ライセンスの非効率性に対処するためのパテントポリシーを採用しようとする標準化機関の努力を支援していくこと等を表明した。

Wilder経済部長は、反トラスト局がDelrahim前局長時代の2020年9月にIEEEに対して発出したレターについても言及し、同レターは反トラスト局が2015年にIEEEに対して発出したビジネスレビューレターを補足するために発出されたものであるが、同局のビジネスレビュー制度の信頼を揺るがし、標準化機関のより良いパテントポリシーを作成しようとする努力を妨げた可能性があるため、IEEEに関する2015年レビューファイルから削除したと述べた。

Wilder経済部長の演説からは、反トラスト局は、知的財産法と反トラスト法の交錯部分の問題に関す

38) <https://www.whitehouse.gov/briefing-room/statements-releases/2021/07/20/president-biden-announces-jonathan-kanter-for-assistant-attorney-general-for-antitrust/>

39) Leveling the Playing Field in the Standards Ecosystem : Principles for A Balanced Antitrust Enforcement Approach to Standards-Essential Patents
<https://www.justice.gov/opa/speech/antitrust-division-economics-director-enforcement-jeffrey-wilder-iam-and-gcr-connect-sep>

るスタンスや、標準必須特許問題についてのスタンスを、トランプ政権時のそれとは大きく変えて、今後は積極的に反トラスト法の適用を検討していく方針であることが分かる。

特に標準必須特許のライセンスに関しては、今後はライセンシー側が有利に交渉を進めることができる環境へとシフトしていくものと思われる。

なお、この問題に関しては、第9巡回区控訴裁判所の判事の人事も注視しておく必要がある。FTC対Qualcomm事件やApple対Samsung事件を担当したことで有名なカリフォルニア州北部地区連邦地方裁判所のLucy Koh判事が、バイデン大統領によって第9巡回区控訴裁判所の判事に指名されているからである。Koh判事の第9巡回区控訴裁判所判事へのノミネートについては、未だ上院での承認プロセスの最中であるが、Koh判事は、無線通信技術の標準必須特許に関するQualcommのライセンス慣行が反トラスト法に違反するか否かが争われたFTC対Qualcomm事件で、Qualcommのライセンス慣行は反トラスト法に違反すると判示していることから、Koh氏が第9巡回区控訴裁判所の判事となった場合には、同裁判所において、反トラスト法を用いて標準必須特許の効力を制限する方向の判断がなされる傾向が強まる可能性がある。

4.4. 次期USPTO長官の人選

バイデン大統領は、2021年10月26日、次期USPTO長官として、法律事務所Winston & Strawnのシリコンバレーオフィスでマネージングパートナーを務めるKathi Vidal特許弁護士を指名した⁴⁰⁾。

Vidal氏は、連邦地方裁判所、国際貿易委員会(ITC)、PTABでの事件についての豊富な経験を有するほか、キャリア初期には多くの特許出願を手掛けていたとのことである。また、特許適格性に関する事件を扱った経験や標準化機関におけるパテントポリシー、商標、著作権に関するコンサルティング経験、さらには国家安全保障や政策的な観点からのアドバイスを含むグローバルな特許紛争戦略に関

するコンサルティング経験を有しているとのことである。

Vidal氏は、General Electric社とLockheed Martin社で5年間、回路、ソフトウェア、人工知能分野の実務も経験するなど、豊富な技術的バックグラウンドも有しているとのことである。

Vidal氏がUSPTO長官に指名されたことを受け、上院知的財産小委員会の委員長を務めるLeahy議員は、「特許制度の濫用を抑制するとともに特許の質を継続的に向上させるためのアイディアなど、USPTOにおけるVidal氏の目標を聞くことを楽しみにしている」との声明を出している⁴¹⁾。

一方、報道によると、上院知的財産小委員会のランキングメンバーを務めるTillis議員の事務所も「USPTO長官に指名された者に対して、トランプ政権時にUSPTOで実施された改革を続けることと、イノベーション及び発明者の強い代弁者になることについての誓約を求めるというのがTillis議員の考えだ。誓約がない場合、同議員は賛成票を投じない。」との声明を出しているとのことである。

5. おわりに

筆者が米国知的財産コミュニティの一員として過ごした2017年から2020年、米国には、知的財産権を重視するトランプ政権の下で明らかにプロパテントの風が吹いていた。

多くの創造的アイディアが特許の保護対象ではないと判断され、仮に特許権を取得したとしても後々容易に覆されて無効になってしまう、そういった環境に置かれて、自国の特許制度への信頼と自信を失いかげ、自国制度への批判を繰り返していた米国の知的財産界だったが、トランプ政権のプロパテント政策によって業界全体が少しずつ活気と自信を取り戻していった姿は大変印象的だった。

多くの有識者と話をした中で、筆者の心に最も強く残ったのは、何人かの有識者から耳にした「Iancu長官が行った改革の中で最も重要だったのは、知的

40) <https://www.whitehouse.gov/briefing-room/statements-releases/2021/10/26/president-biden-announces-key-nominations-8/>

41) <https://www.leahy.senate.gov/press/comment-on-president-bidens-nomination-of-kathi-vidal-to-serve-as-director-of-the-us-patent-and-trademark-office>

財産システムへの議論の在り方を変えようとしたことだ」という言葉である。

Iancu前長官は、時間の許す限り様々な会合に参加し、米国の知的財産コミュニティに向けて、「特許制度はパテントトロールを産み出しイノベーションを阻害するものだといった議論を繰り返して特許制度の本来の機能を損ねることは止めるべきだ」、「信頼できる強固な特許制度が偉大なイノベーター達の創造力を刺激してきたからこそ米国産業は世界の座につくことができたのだ」、「米国のイノベーションを促進するためには、世界最高の特許制度を取り戻すことが必要だ」といったメッセージを何度も何度も発信していた。これによって、米国知的財産界におけるマインドセットが少しずつ変わり、関係者が知的財産制度への自信と誇りを取り戻したというのである。

こうした啓発活動の類は、制度や運用の改善措置のように形として残るものではなく、成果が見えにくいため、軽視されやすいのかもしれない。しかし、米国知的財産界の風向きが大きく変化した様を目の当たりにすると、その重要さを痛感する。知的財産立国を目指して20年以上が経ち、創造的アイデアの質・量、法制度、人材と、どの要素をとっても今や世界有数のレベルにある日本の知的財産システムだが、それにも関わらず、近年は閉塞感や沈滞ムードが漂っているように感じる。日本の知的財産界にこそ、こうしたマインドセットを変える動きが必要なのかもしれない。

米国ではトランプ政権に代わってバイデン政権が誕生し、同政権の下、知的財産政策に関してはトランプ政権時と比べ特許権の力を弱める方向へと舵が切られ始めている。例えば誰がUSPTOの長官になったとしても、こうした大きな方向性は変わらないのであろうが、それでも、次期USPTO長官に指名されたKathi Vidal氏がIancu前長官と同様に知的財産制度に愛情を注ぎ、知的財産の力を心から信じて米国知的財産政策をリードしてくれることを切に願いながら、筆を置くこととしたい。

profile

柳澤 智也

(やなぎさわ ともや)

<https://www.linkedin.com/in/tomoya-yanagisawa-b58243158>

1998年、特許庁に入庁。特許庁において、特許審査官、企画調査課長補佐、審査基準室長補佐(基準企画班長)、秘書課長補佐、調整課長補佐(企画調査班長)、審査企画室長などを経験。また、UCバークレー客員研究員、OECDエコノミスト、内閣官房(現在は内閣府)知的財産戦略推進事務局参事官補佐を経験。知的財産戦略推進事務局にて知的財産政策に関する基本方針、知的財産政策ビジョン、知的財産戦略推進計画2013を起草。OECDではThe Emerging Patent Marketplace(和訳「イノベーションのオープン化と新興する知財マーケット」)等を執筆。

2017年6月から2020年6月までジェトロニューヨーク知的財産部長(特許庁在米IP attaché、知的財産研究所ワシントン事務所長を兼務)。2020年7月より経済産業省産業技術環境局国際電気標準課長。

